



岡部 泰洋 さん(佐田)

20歳になり、これから責任がついてくるので節度ある大人になりたいと思います。

また、若い力でこの美浜町を活気あふれる町にしていきたいと思っています。



上村 一喜 さん(佐柳)

成人式を迎え、自分に素直に謙虚に生きていきたいと思っています。

また、今まで両親に迷惑をかけてきたので、これから親孝行をしたいと思っています。

新成人が抱く思いとは
・
・
・
○



(写真左) 中村 記子 さん(金山)

祖父母のおかげで学校にも行くことができ幸せな生活を送れています。一瞬たりともこの恩を忘れず過ごしていきたいと思っています。

(写真右) 中村 恭子 さん(金山)

国家試験を控えているので体調を整え、敏腕歯科衛生士を目指して頑張りたいと思っています。



美浜町人事行政の運営等の 状況を公表します

町では、人事行政について、町民の皆さんにその運営の状況を明らかにしながら、更なる適正化を進めています。条例や町議会における予算の審議を通じて公表されていることとあわせて、町民の皆さんにより一層これをご理解いただくため、今月号と来月号の2回に分けて人事行政の運営等の状況をお知らせします。

※その他の詳細な項目については、町のホームページで公表しています。

1. 人件費 (普通会計決算) 人口は平成21年3月31日現在

区 分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	19年度(参考)
20年度	10,918人	88億7,270万円	14億5,739万円	16.4%	20.6%

※普通会計とは、一般会計に診療所会計を加えたものです。

2. 職員給与費 (普通会計決算)

区 分	職員数(A)	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
20年度	199人	6億5,719万円	7,763万円	2億6,287万円	9億9,769円	501万円

※特別職及び公営企業等会計部門を除く。

3. ラスパイレス指数

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ラスパイレス指数	89.9	90.1	90.4	92.0

※国の給料を100とした場合における美浜町の給料の指数

4. 初任給

区 分	一般行政職	技能労務職	医療職(三)
高校卒	140,100円	137,200円	—
短大3卒	—	—	188,900円
大学卒	161,600円	—	198,300円

※短大3卒…3年生の短期大学の卒業生

5. 学歴・経験年数別平均給与月額(平成21年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	232,900円	284,475円	316,100円
	高校卒	203,567円	253,900円	303,000円

6. 平均給料月額及び平均年齢(平成21年4月1日現在)

区 分	平均給料額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	294,900円	330,842円	40.5歳

※給与月額は、給料月額に職員手当の額を加えたものです。

7. 期末・勤勉手当(平成20年度支給割合)

区 分	6月期	12月期	計
期末手当	1.4月分	1.6月分	3.0月分
勤勉手当	0.75月分	0.75月分	1.5月分

8. 職員手当(平成21年度分)

区 分	内 容
扶養手当(月額)	配偶者 13,000円 配偶者以外1人目 6,500円(配偶者がいない場合は11,000円) " 2人目以降 6,500円 ※満16歳以上22歳までの子1人については、5,000円を加算。
住居手当(月額)	世帯主である職員に自宅の新築・購入から5年間2,500円 借家12,000円を超える家賃の額に応じ、最高27,000円まで
通勤手当(月額)	通勤距離2km以上で距離に応じて2,000円から24,500円まで
宿日直手当(1回)	4,200円
管理職手当(月額)	・課長級 41,600円～51,900円 ・課長補佐・保育園長級 22,200円～31,700円 ・保育園副園長級 18,500円

9. 特別職の報酬等(平成20年度分)

区 分	町 長	副 町 長	教 育 長	議 長	副 議 長	議 員
給料・報酬月額	850,000円	670,000円	560,000円	300,000円	245,000円	235,000円
期末手当月数	3.3月分			3.1月分		

期末手当は、給料・報酬月額に役職加算を乗じたものを基礎額とします。

※上記の公表金額は、税や各種保険料等を引く前の金額で、いわゆる手取り額ではありません。

10. 部門別職員数(平成21年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年増減数
部 門		平成20年度	平成21年度	
一 般 行 政	議 会	2	2	
	総 務	36	36	
	税 務	9	8	▲1
	農 水	12	11	▲1
	商 工	10	9	▲1
	土 木	11	11	
	民 生	68	64	▲4
	衛 生	16	13	▲3
	小 計	164	154	▲10
特 別 行 政	教 育	36	37	1
	警 察			
	消 防			
	小 計	36	37	1
合 計		200	191	▲9
公 営 企 業 等	病 院			
	水 道	5	5	
	交 通			
	下水道	6	5	▲1
	その他	5	6	1
	小 計	16	16	
総 合 計		216	207	▲9

※条例に定められている職員定数は250人

11. 年次別職員数(実績)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職 員 数	232人	227人	216人	207人
対前年増減数	▲3	▲5	▲11	▲9

平成21年第6回美浜町議会定例会は、12月14日から同月22日までの9日間開催され、提出された案件は、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。

平成21年 第6回 美浜町議会定例会報告

内容

予算案件

平成21年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

745万円を増額し、予算総額が90億6,217万円となりました。

(主な内容)

- 特別職並びに一般職等の人件費3,639万円の減
- 居宅介護事業の追加費用として455万円、社会福祉協議会実施の地域福祉事業への追加補助1,000万円
- 農協が認定農業者へリースする農業用機械の導入費補助303万円、有害獣の侵入防止柵設置補助166万円、松くい虫被害防止のための伐倒駆除534万円
- 来年度の美浜・五木ひろしまラソン準備費用162万円
- レイクヒルズ美方病院西側の若狭町との共有地を利用した広場の整備費470万円

[債務負担行為の補正]

- せせらぎ保育園及び生涯学習施設の本年度本格工事の着工に向けた実施設計業務関係について、本年度から着手し来年度早期に完了するため、翌年度の支出限度額を設定しました。

平成21年度美浜町診療所事業特別会計補正予算（第2号）

607万円を増額し、予算総額が1億7,013万円となりました。

(主な内容)人件費の減 及び 医薬材料費の増

平成21年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

1億3,499万円を増額し、予算総額が12億8,079万円となりました。

(主な内容)保険給付費に1億256万円、高額療養費に1,456万円、後期高齢者支援金に1,707万円等

平成21年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

89万円を減額し、予算総額が9億6,364万円となりました。

(主な内容)人件費の増 及び 報酬の減

平成21年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

60万円を減額し、予算総額が1億7,865万円となりました。

(主な内容)人件費の減 及び 遠方監視装置の修繕

平成21年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

19万円を増額し、予算総額が2億4,911万円となりました。

(主な内容)人件費の増

平成21年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

104万円を減額し、予算総額が7億115万円となりました。

(主な内容)人件費の減

平成21年度美浜町上水道事業会計補正予算（第1号）

- ・ 収益的収入及び支出を8万円増額し、上水道事業収入及び費用が1億5,034万円となりました。
- ・ 資本的支出を468万円減額し、資本的支出総額が1億9107万円となりました。

(主な内容)人件費の増減

条例案件

内容

- 美浜町公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
公共下水道の処理区域拡大に伴い、新たに受益者負担金と分担金を徴収する区域を定めるため、関係条例の一部を改正しました。
- 美浜町生涯学習施設整備基金条例の制定について
美浜町生涯学習施設の整備にあたり、必要な基金を積み立てるために基金条例を制定しました。

契約

- 美浜中学校グラウンド整備工事
請負契約について

契約の方法	制限付き一般競争入札による契約
契約金額	129,885,000円
契約の相手方	美浜町河原市第53号23番地 株式会社吉田組 代表取締役 吉田 政廣



今年8月の完成に向け工事を進めている美浜中学校のグラウンド

国民健康保険被保険者の皆さんへ

年1回「特定健診」と「がん検診」を受けましょう

■ お問い合わせ先
町住民安全課(担当・浅妻) ☎ 32-6703
町保健福祉センター はあとびあ
(担当・山口) ☎ 32-3111

「高血圧」や「糖尿病」・「がん」等の生活習慣病があげられます。
この疾病は、若い頃からの生活習慣が原因となるもので、年

全体の約4割を占めている
「生活習慣病」

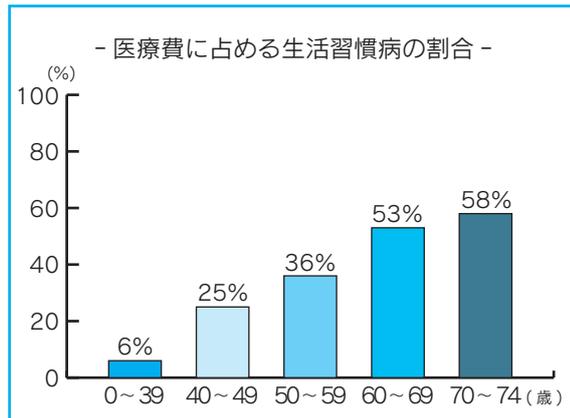
医療費が多くなる要因には、
今後、一人ひとりが健康を意識し、皆さんの助け合いで運営するこの国民健康保険事業が円滑に行えるようご協力をお願いします。

平成20年度末時点での国民健康保険加入者は2,984人で、そのうち65歳から74歳の方の割合が全体の約36%を占めています。また、この年代の方々の医療費は年々増え続け全体の44%となり、一人あたりの医療費は65歳未満が29万円に対し、65歳以上は42万円と約1.5倍の医療費がかかっています。そのため、国民健康保険事業の収入と支出のバランスがとれなくなりつつあり、非常に厳しい運営状況が続いています。

平均 成20年度の国民健康保険事業の医療費総額は約10億円で、一人あたりに換算すると約34万円となり県平均の約29万円を大きく上回っています。

町では、生活習慣病予防のため「特定健診」と「がん検診」を行い、疾病の早期発見・早期治療を目指し皆さんの健康づくりをサポートしています。
2月中旬には、来年度の「健診受診希望調査」を送付しますので、必ず提出し受診してください。
特に、40歳以上の方は毎年必ず特定健診を受診し、自分の体は自分で守る習慣をつけましょう。

特定健診・がん検診を受けてください



年齢を重ねるにつれ徐々に症状が重度化し、高額な医療費がかかるようになります。

□ 国税庁ホームページの検索方法

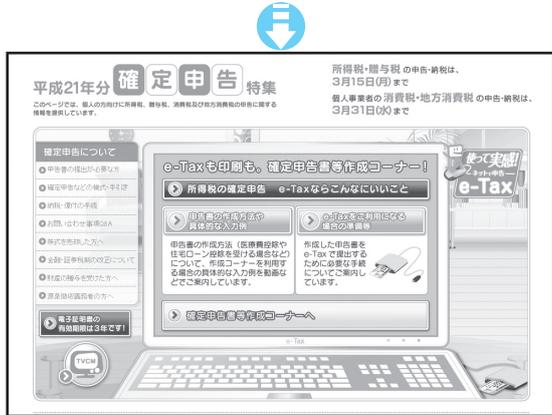


国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご存知ですか。

インターネットで申告書が作成できます

税務署では、できるだけ納税者ご自身に確定申告書を作成していただき、不明な点があれば、必要なアドバイスをさせていただく「自書申告」及び「e-Tax(国税電子申告・納税システム)の利用」を推進しています。

税務署における申告会場では、備え付けのパソコンを使用しての申告をお願いしていますので、ご理解とご協力をお願いします。



平成21年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内に

●最高5,000円の税額控除

このコーナーでは、画面案内に従って金額等を入力すれば税額等が自動計算され、所得税・消費税の確定申告書や青色決算書・収支内訳書等が作成できます。

申告書等を作成した後は、同コーナーの画面上からそのままe-Taxを利用して税務署に送信できるほか、ご自宅のプリンタで印刷して送付等により税務署に提出することができます。

なお、e-Taxを利用して所得税の確定申告をされると、次のようなメリットがあります。

● **24時間受付**
所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です。e-Taxのご利用にあたっては、事前に開始届出書の提出、電子証明書の取得(手数料が必要)、ICカードリーダーライタの購入等の事前準備が必要です。

● **電子証明書を取得済みの方は、有効期限(取得から3年間)をご確認ください。**

● **還付金が早い**
e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

● **添付書類の提出省略**

ただし、確定申告期限から3年間は、書類の提出又は提示を求めることがありますので、大切に保管してください。

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。

● **添付書類の提出省略**
医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。

● **申告相談を利用される方**
確定申告に必要なものを
● **印鑑、筆記用具、計算機**
● 平成21年中の収入や必要経費を明らかにする書類

● **住宅をローンで取得された方**
● 年の途中で退職し、再就職をしていない方等

● **病気やけが等で多額の医療費を支払った方**
● **災害や盗難等により住宅や家財に損害を受けた方**

確定申告の必要のない方も、次のような場合は確定申告

● **サラリーマンで給与の年収が2,000万円を超える方や、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方等**

● **事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方等で所得の合計額が所得控除額の合計額を超える方**

● **確定申告をしなければならぬ人**



「確定申告」自分で作成してお早めに！

平成21年分の所得税の**確定申告の相談**及び**申告書の受付**は2月16日(火)か

- 公的年金、給与等の源泉徴収票(原本)
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- 国民年金保険料を社会保険料控除として適用を受ける場合は、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が必要です。
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の支払証明書(給与所得者で年末調整時に勤務先へ提出されている場合は不要)
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書及び領収書
- ※医療費の支払額から保険金等で補てんされる金額を差し引いた額が10万円以上、若しくは、所得の5%が10万円以下の方はその金額。(明細書は税務署または町税務課にあります)
- その他所得控除を受けるための書類
- **送付等で申告される方**
- 申告書に記載されている必要な書類(収支内訳書、源泉徴収票(原本)、生命保険料や地震保険料等の支払証明書等)

- その他所得控除を受けるために必要な書類(医療費控除の明細書及び領収書、寄附金等の支払証明書等)
- ※申告書(控)に税務署受付印が必要な方は、申告書(控)及び切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告相談の会場及び日程

ご自分で申告書を作成することが困難な方は、期間中次の申告相談をご利用ください。

■ **敦賀税務署の申告書作成会場**

- 日時
1月25日(月)～3月15日(月)
午前9時～午後5時
(消費税・地方消費税は3月31日(水)まで)
- 会場
敦賀税務署(敦賀駅前合同庁舎)

■ **税務署職員(e-Tax)による確定申告の指導**

- 日時
2月16日(火)・22日(月)
3月9日(火)
午前9時30分～午後4時
- 会場
町役場 税務課前

■ **消費税等の申告相談(所得税・消費税・譲渡所得・贈与税)**

- 日時
2月23日(火)
午前9時～午後4時
(北陸税理士会敦賀支部による無料相談)
- 会場 プラザ萬象
(敦賀市東洋町1-1)

■ **公的年金受給者の申告説明会**

- 日時
1月27日(水)
午前10時～正午
- 会場 はあとびあ

■ **美浜町の申告相談(2会場)**

- 日時
2月16日(火)～3月15日(月)
午前9時～11時、
午後1時～4時
- 会場
町役場 税務課前

なお、当日の混み具合によって、受付終了時間を早めることがあります。

※「JAみはま」との共同申告相談です。譲渡所得及び山林所得がある方は、税務署で申告を行ってください。また、営業・事業所得のある方は、必ず収支内訳書をご自分で作成してご持

参ください。

- 日時
2月16日(火)～3月15日(月)
午前9時～正午、
午後1時～4時
- 会場
わかさ東商工会 美浜支所

※農業所得及び譲渡所得以外の所得について受け付けします(有料)。ただし、人数に限りがあります。

■ **税理士会による青色申告決算講習会(無料)**

- 日時
2月4日(木)
午後2時～3時
- 会場
わかさ東商工会 本所
(若狭町中央1-5)

■ **税理士会による税務相談(無料)**

- 日時
2月26日(金)
3月4日(木)・6日(土)
午前10時～午後4時
- 会場
わかさ東商工会 美浜支所

※事前にわかさ東商工会 美浜支所にご連絡ください。

☎ 32-0121



各集落での住民税(町県民税)の

申告受付は2月23日(火)から始めます

■ お問い合わせ先
町税務課 (担当・武田喜孝) ☎ 32-6702

□ 住民税申告受付会場・日程

申告受付日	集落名	会場	受付時間	
2月	23日(火)	南市	文化会館	9:00~11:00
		栄	栄会館	13:30~14:30
		木野	担い手センター	15:30~16:30
	24日(水)	北田	集落センター	9:00~11:00
		大藪	生活改善センター	13:30~14:30
		気山	コミュニティセンター	15:30~16:30
	25日(木)	河原市	研修センター	9:00~11:00
		小倉	小倉会館	13:30~14:30
		佐柿	国吉会館	15:30~16:30
26日(金)	太田	生活改善センター	9:00~11:00	
	金山	生活改善センター	13:30~14:30	
	矢筈	集会所	15:30~16:30	
3月	2日(火)	丹生	公民館	9:30~11:00
		坂尻	多目的センター	13:30~14:30
		竹波	公民館	15:30~16:30
	3日(水)	久々子	生活改善センター	9:00~11:00
		菅浜	農業構造改善センター	13:30~16:00
	4日(木)	郷市	郷市児童館	9:00~11:00
		新庄	山村開発センター	13:30~16:00
	5日(金)	佐田 けやき台	佐田公民館	9:00~11:00
		日向	漁村センター	13:30~16:00
	9日(火)	興道寺	農業研修センター	9:00~11:00
		佐野	生活改善センター	13:30~14:30
		野口	農事集会所	15:30~16:30
	10日(水)	早瀬	生活改善センター	9:00~11:00
		上野	生活改善センター	13:30~14:30
		宮代	生活改善センター	15:30~16:30
	11日(木)	松原	担い手センター	9:00~11:00
		久保	久保会館	13:30~14:30
		和田	ふる里交流センター	15:30~16:30
	12日(金)	山上	農村婦人の家	9:00~11:00
		中寺	区民会館	13:30~14:30
		麻生	王の舞会館	15:30~16:30

※この会場では確定申告の受付はできません。確定申告をされる方は、税務署や確定申告会場をご利用ください。

町 では、平成22年度の各集落での住民税(町県民税)の申告受付を2月23日(火)から始めます。

都合の悪い方は、町税務課で申告できますので、期間中に必ず申告手続きを行ってください。

■ 住民税の申告の期間

2月16日(火) ~ 3月15日(月)

■ 申告をしなければならない人

本年1月1日現在、美浜町に居住し、次に該当する方

- 平成21年中に所得のあった方
- ※所得が給与や公的年金だけで、その支払者から支払報告書が提出されている方や、所得税の確定申告をされた方は、申告の必要はありません。
- 所得がなくても町役場から申告の案内の送付があった方(国民健康保険加入者等)

■ 申告に必要なもの

- 印鑑
- 平成21年中の収入や必要経費を明らかにする書類
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の支払証明書
- 医療費控除を受ける方(医療費の支払額から保険金等で補てんされる額を差し引いた額が10万

円以上(所得の5%が10万円以下の方はその金額)は、医療費控除の明細書及び領収書

農業収支内訳書の変更点(所得税・住民税関係)

平成20年度の税制改正において、減価償却資産の耐用年数の見直しが行われました。これに伴い、農業収支内訳書作成ソフトが変更になりましたので、必要な方は町税務課へお問い合わせください。